

文化期金沢城二の丸再建工事期間中における労務管理に関する考察

—『御造営方日並記』の内容分析から—

白峰 旬

はじめに

文化5年(1808)～同7年(1810)の金沢城二の丸再建において造営奉行を勤めた高島厚定の公務日誌である『御造営方日並記』(金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵)⁽¹⁾には、同城二の丸再建工事の内容に関して、その実態が詳細に記載されている。筆者はすでに、『御造営方日並記』をもとに、同城二の丸再建における石材調達等に関する考察を論文として発表した⁽²⁾、本稿では、同城二の丸再建工事期間中における労務管理に関する考察をおこなうこととする。

これまでの城郭史研究においては、城郭普請期間中における労務管理について、普請法度など断片的史料に関する考察はあるものの⁽³⁾、『御造営方日並記』のように工事期間中を通して労務管理の実態を詳細に把握できる史料は稀有な例であり、その内容を考察することは有意義であると言えよう。よって、本稿では、『御造営方日並記』に記された多くの事例をもとに、労務管理の実態を具体的に検討していきたい。

なお、先行研究という点では、すでに荒木澄子氏が『御造営方日並記』の史料紹介という形で、「『御造営方日並記』にみる大工の諸相」として、8項目の分類をおこない、その中で「大工への賞罰・作料」、「怪我・やまいの治療」の2点から『御造営方日並記』の関係箇所を史料引用しているが⁽⁴⁾、史料引用のみにとどまり、具体的な分析はされていないので、本稿における分析は実質的には最初の試みということになる。

1. 労務管理の実態

造営方役所が普請場や作事場で多くの諸職人を使って工事を遂行するには、当然、規律・統制を徹底させる必要があった。造営方役所が諸職人の規律違反にどのような対応をとったのか、あるいは、モノやヒトの管理をどのようにおこなったのか、といった問題を検討するため、『御造営方日並記』における労務管理に係る種々の記事について、以下のように分類をおこなって検討していきたい。

【A】遅刻(遅参)

大工の遅刻に関する記事は多く、18例見られる。遅刻を監視するのは歩横目であり(上-58、150頁)、造営奉行に遅刻の報告をするのも歩横目の役割であった⁽⁵⁾。遅刻者の中でも遅刻が重なるなど程度のひどい大工については、名前を特定して歩横目が造営奉行に報告した(上-57、288～289、322～323頁)。

遅刻した大工の処罰としては、その日の増歩⁽⁶⁾を取り上げた⁽⁷⁾、肝煎を呼び出して嚴重に申し付けた(上-288～289頁)、棟梁の方で糺すように造営方内作事奉行へ指示した(上-301頁)、再度遅刻すれば指し除けるように造営方内作事奉行へ指示した(上-324頁)、などがあり、増歩の取り上げがケースとしては最も多かったことがわかる。処罰の段階としては、嚴重注意→増歩の取り上げ→指し除け(=役儀からの除外)、というようになっていたようである(上-289、323～324、337～338頁)。

遅刻の刻限としては、五つ(午前8時頃)(上-57、150頁)、六つ半(午前7時頃)(上-87、373頁)に出勤してきて遅刻と見なされているので、大工の定時の出勤時間はそれよりも早い刻限ということになり、明六つ(午前6時頃)が定時の出勤時間であったのかも知れない。

本来よりも六つの鐘が早く撞かれたため増歩の取り上げを半分に減額したケース(上-323頁)や、本来よりも六つ半の鐘が早く撞かれたため遅刻の大工が多く出たケース(下-58頁)もあった。西丁口門を六つ半を過ぎて通過したケースを遅刻と見なしている(上-373頁)、大工の出勤ルートと

して西丁口門を六つ半以前に通過しないといけなかったことがわかる。

【B】工作中的内職

大工が工作中に内職をしていたことが見つかり処罰されたケースが2例ある。馬場先丁場で10人くらの町方大工が小細工をしていたところ、人の陰で滑川大工が砥台を作成していたことが算用者の見回りで発覚して、棟梁が咎められた(上-19頁)。また、本吉大工の与三兵衛は、休み時間以外の時に、墨壺を拵えていたことが歩横目の見回りで見つかり、宿料を当分取り上げられた(下-81頁)。

【C】工作中的勝手な外出

『御造営方日並記』には「御門外」と表記されているが、その文脈から推測すると、「御門外」とは工作中的の勝手な外出を意味すると思われる。町方手合いの日用がみだりに「御門外」をして不届きである、として町奉行へ預けられた(上-109、114頁)ほか、板批が御用中に「御門外」をして不届きである、として叱りおかれたケース(上-128頁)がある。

【D】休み時間以外の勝手な休憩(いわゆるサボリ)など

木持人足3人が休み時間以外の時間に御広式の閑所のうしろで休んでいたほか、木の持ち運びにも怠慢だったため、その日は賃銀を半分に減らされた(上-94頁)。大工が休み時間以外の時間に釜小屋へ行ったため普請所へ出ることを禁止された(上-176頁)。町方日用が休み時間以外の時間に鉄砲狭間へ入って隠れ、寝ていたため、日用御用から除外された(上-238頁)。作事方日用手合いの太助は休み時間以外の時間に「人遠之所」へ隠れて休んでいたため、以後、指し除けを命じられ造営方から除外された(上-328頁)。

このように休み時間以外の勝手な休憩に対する処罰としては、賃金の半減や以後御用から除外されたことがわかる。

また、木挽5人がことわりなく、その場に居合わせなかったため処罰されたケース(上-213頁)や、日用3人が「読之節」(点呼の意味か?)に作事定場より出ていたのを歩横目が見とがめて指し除けを命じられたケース(上-260頁)があり、これらは勝手に持ち場を離れたケースということになる。

【E】窃盗

造営方日用が御普請所にある鉸はきみを2、3本、あるいは5、6本ずつ合計43本盗み取って禁牢を命じられたケースがあった(下-221~222頁)。その後、鉸43本は内作事方へ返却された。

【F】作事道具などの紛失

大工が道服(拾羽織1枚)を紛失した(上-30、32頁)、左官が「壁チヨロ織珠数入目」を紛失した(上-54頁)、芥の中から1尺の曲尺1挺が出てきた(上-91、96頁)、大工が上棟式の人込みの中で脇差を紛失した(上-161、181、182頁)、裏式台の芥の中から鉈なたが出てきた(上-217頁)、大工の鋸1挺が紛失した(上-309、311頁)、曲尺2挺が紛失した(上-376、381頁)、大工が曲尺1挺を紛失した(下-65、67~68頁)、表式台前の芥の中から鉋かん1挺が出た(下-100頁)、菱櫓の大工小屋の道具を入れるところで鍬3挺・鶴はし3挺・鎌4挺・鉸30挺・縁取6枚が紛失していることがわかった(下-227~228頁)、四十間(長屋跡の)続きの道具を置くところで鍬3挺・鶴はし3挺・鎌4挺・鉸30挺・縁取6枚が紛失していることがわかった(下-242頁)、菱櫓の足代を取り払った時に日用が堀へ山刀1挺を落として紛失した(下-349頁)、などのケースがあった。

これらの紛失の届けは作事奉行から造営奉行に紙面で報告され、その紙面に造営奉行が奥書をして城代へ報告された⁽⁸⁾。よって、これら作事関係の道具の紛失は作事奉行だけでなく造営奉行や城代も把握していたことがわかる。その意味では、作事の現場関係者だけでなく、造営奉行や城代も道具の管理に注意を払っていたことが理解できる。

なお、大工1人が曲尺1挺(長さ1尺5寸)を紛失した際には、人払い(退去の意味か?)の時、1尺5寸の曲尺を持参している者はすべて差し止め、曲尺を取り上げて、紛失したその大工に見分させたように(下-65頁)、紛失物の発見に徹底した対応をとったケースもあった。

【G】火の元の注意

作事の現場では火事になる危険があったため、火の元には十分な注意が払われた。例えば、諸職人のたばこ呑所も特定の場所が決められていて、足軽が火の番として立っていた⁽⁹⁾。たばこ呑所の具体的場所としては、御広式（二の丸）下部屋向いの物置処（上-114頁）、河北門外（上-280頁）、二の丸（上-280頁）、桐木門の付近（下-133頁）、元細工所の囲いの内（下-133頁）、二の丸大工丁場（下-280頁）、菱櫓下（下-309頁）であり、大きく分けると二の丸と新丸にそれぞれたばこ呑所が設置されていたことがわかる。つまり、当時、二の丸と新丸では多くの諸職人が作業をしていて、そのため、たばこ呑所を設置する必要があった、ということなのであろう。

火の元の注意に関係する記事は以下のようになる。松の間の石場懸りの石屋八兵衛は、たばこ呑所において火の元に不行き届きがあり処罰された（上-114、121頁）、火の取り扱いについて造営奉行より城代へ報告し、歩横目へも指示した（上-283頁）、実検の間での焼小手の使用に際して、当初、石切小屋⁽¹⁰⁾にて火を取り扱っていたが、危ないので実検の間の閑所の土間で火を取り扱うことにした（下-148頁）、実検の間、虎の間等で火を取り扱う旨を造営奉行から城代、横目へ報告した（下-168頁）、御書物所等の壁に焼小手を使うのに際して、火を取り扱うことを造営奉行から城代へ報告し、歩横目等へ申し渡した（下-169頁）、越後屋敷における鉛延板の拵え所に火の番人が置かれていた（下-205頁）、御造営方小屋々々等の火の元を嚴重に申し渡すように藩主斉広より命じられた（下-205頁）、棟梁の市之助等は火の元のことにについて不行き届きがあり役儀を指し除けることになった（下-255頁）、などである。

これらの諸事例を見ると、火の元について不行き届きがあった者は処罰され、棟梁の市之助等のように役儀指し除けという厳罰を受けることもあったことがわかる。また、焼小手など火を取り扱う場合はその場所も含めて造営奉行、城代が把握していたことがわかる。

【H】始業時間・休憩時間・終業時間

始業時間については、遅刻問題との関連から明六つ（午前6時頃）が定時の出勤時間であったのかも知れない、と前述したが、その証左として、卯辰山の山火事により始業が遅れた日には、大工や人夫は六つ半（午前7時頃）過ぎに仕事にとりかかったことから（上-377頁）、定時の始業時間はそれよりも早い時刻であったことになり、その意味からも明六つが始業時間であった可能性が高い。

休憩時間は、午前は四つ（午前10時頃）（上-198頁）、昼は九つ（12時頃）（上-198頁）、午後は八つ（午後2時頃）（下-295頁）、というように3回あった。休む場所としては、休息所があった（下-295頁）。なお、休憩時間に入ったため、日用が運搬作業中の銅の延板一荷を河北門外の往来に放置して休息所へ行ったため処罰されたケースがあるので（下-295頁）、休憩時間と言えども、作業の途中放棄は許されなかったことがわかる。

終業時間については、藩主斉広の二の丸御殿への移徙（文化6年4月26日）以前の4月3日に、藩主の移徙までは諸職人が七つ半（午後5時頃）に終わるように指示したが（上-193頁）、翌4日にはその方針を変更して、四つの休憩時間をやめて九つを二歩休みにして、七つ（午後4時頃）に終わるように指示した（上-198～199頁）。つまり、休憩時間を短縮して終業時間を早めたことになる。

以上の点を考慮すると、明六つの始業時間から夕方の七つ半あるいは七つの終業時間まで、現在の時間単位では10～11時間ということになるが、その間、午前、昼、午後と3回の休憩時間が入る勤務体制だったことがわかる。

【I】出精による増歩・増賃・加増など

遅刻の処罰として増歩を取り上げたケースがあったことは前述したが、逆に役儀に出精した場合は、増歩・増賃が与えられたり、昇進・加増などがおこなわれた。

出精による増歩などの事例としては、扶持方大工2人、棟梁大工6人に対する増歩（上-65頁）、人夫に対する1人2分の増賃（上-90頁）、大工5人に対する増歩（上-374頁）、棟梁3人、仕手大工16人に対する増歩（下-40頁）、杖突3人、日用2人に対する増賃（下-41頁）、町方棟取8人、仕手大

工22人に対する増歩（下-41頁）、大工、日用、杖突等270人に対する増歩（下-124頁）、杖突等23人に対する代銀下付（下-188頁）などがある。

こうした大工などの仕事の出精状況を見聞して造営奉行に報告するのは歩横目の役割であった（上-374頁。下-40頁）。

そのほか、増歩以外の形態としては、造営方の功により二十人石切2人を扶持方石切に昇進させた（上-119頁）、去年（文化5年）以来、格別の出精により大工12人を棟梁に昇進させた（上-211~212頁）、御大工の大西政時を格別の出精により加増して大工頭に昇進させた（下-195頁）、穴生の後藤小十郎を格別の出精により加増した（下-196頁）、などがある。

【J】日照り笠の着用の許可

5月~6月の夏期（暑気の時期）に陽射しが強くなると、日照り笠の着用が許可された。具体的には、二の丸普請所において、日照り笠を諸職人等が着用することについて作事奉行が紙面を造営奉行に出し、この紙面に造営奉行が奥書をして城代へ上申し許可された（上-267頁。下-367~368頁）。このほか、諸役人が普請丁場で日照り笠を付けることが許可されたり（上-283頁）、芥捨ての日用が日照りで難儀していたためそれに付く横目足軽とともに笠の着用が許可された（下-318頁）。

このように、日照り笠の着用にはそれぞれ許可をとる必要があったことがわかる。

【K】本人や家族の病気により在所へ返す

地方から出てきた大工については、大工本人や家族が病気になった場合は在所へ返した。例えば、高岡大工の市郎右衛門は母が病気になったため在所へ返された（上-62頁）、高岡大工の彦右衛門は病気のため在所へ返された（上-75頁）、高岡大工の作左衛門と伊右衛門は、親が大病のためしばらく御暇を願い、許可されて返された（上-96頁）、放生津大工の久次郎は家内に病人があるため、5、6日帰りたい旨を申し出て許可された（上-170頁）、などの事例がある。

また、町方大工の橋屋源六が自宅における弟の急病のため帰ることを許可された（上-337頁）、金沢組大工の四郎兵衛は組合の急用により自宅へ帰ることを許可された（上-385~386頁）というケースもあるので、町方大工などの場合、金沢城下の自宅に家族の病気などの理由で帰ったこともわかる。

【L】大工の手位（技量）の優劣に対する対応

大工については技量の差があったようで、『御造営方日並記』では、大工の技量について「手位」という表記を使用している。

例えば、新規召し抱えの大工6人について、手位次第により宿料を渡すことを作事奉行が報告して、造営奉行が承認している（下-101頁）。また、能登の石坂村から来た大工2人について、手位がよいので宿料を下付する旨を作事奉行が造営奉行に報告している（下-128頁）。

逆に、技量が劣る大工に対しては在所へ返す措置がとられた。例えば、高岡大工の与三吉等の遠所大工20人を、手位がよくない者共で御用がない、との理由で返すことを作事奉行が造営奉行に報告している（下-93~94頁）。

このように、技量が優れた大工に対しては宿料を下付する対応がとられた一方で、技量が劣る大工は役に立たないため在所へ返したことがわかる。

【M】指し除け（＝造営からの除外）になったにもかかわらず働いていた日用への対応

以前に不届きなことがあり、そのため造営の御用から除外された日用が、再び隠れて現場で働いていたことが発覚した事例がある。例えば、町方日用の九右衛門は以前不届きなことがあったため、造営の御用から指し除けになったにもかかわらず、約1ヶ月後、町方日用に入り込んでいたところを歩横目が見とがめて発覚した（上-267頁）。そのほか、蓮昌寺町の日用である磯部屋喜助は、以前不届きなことがあったため造営の御用から除外されたが、歩横目が見とがめて、町方日用の太右衛門という偽名で働いていたことが発覚したので、造営奉行は町奉行に対して禁牢にするよう指示した（下-99~100頁）。後者の事例からすると、こうした場合の処罰は厳罰をもって対応したことがわかる。

2. 病人・怪我人に対する対応

普請場や作事場で大工・日用などが怪我をしたり、病気になった場合の造営方役所の対応について調べるため、『御造営方日並記』における病人・怪我人に対する対応を扱った記事を時系列にまとめたものが表1である。表1を見ると、病人や怪我人が出た場合、医師が診察をおこない、それを歩横目が直接見届けたことがわかる（ただし、老人の場合は歩横目による見届けがなかったケースがある）。診察後の対応としては、病状や怪我の状況により返した場合と、程度が軽い時にはそのまま仕事を続けさせた場合があった。以下、表1の内容をもとに種々の検討をおこなうこととする。

医師団の具体的メンバーは、下田尚斎・黒川元恒・堀周庵・南保玄隆・今井昌軒・下田元寿（尚斎の息子）・大石慶安・藤田道乙・池田養仲・不破文仲であり、原則として病人あるいは怪我人1人に対して医師1人が診察した。ただし、怪我の程度が重い場合や複数の怪我人がいた場合は、医師2人が診察した（文化6年10月2日に大工など11人が表式台の足代から落ちて怪我をしたケース、同年12月14日に楽屋多門・長屋の足代から人足6人が落ちて怪我をしたケース、など）。

各医師の診察時期の上限と下限及び診察回数は、下田尚斎（文化6年正月13日～同年7月5日、11回）、黒川元恒（文化6年正月17日～同年11月5日、15回）、堀周庵（文化6年正月23日～同年12月14日、14回）、南保玄隆（文化6年正月12日～同年12月21日、18回）、今井昌軒（文化6年正月23日～同年7月4日、13回）、下田元寿（文化6年正月晦日～同年9月3日、7回）、大石慶安（文化6年2月3日～同年10月8日、8回）、藤田道乙（文化6年正月22日～同年12月10日、6回）、池田養仲（文化6年正月9日～同年8月5日、8回）、不破文仲（文化6年10月6日～同年12月17日、5回）というようになる。

これらの各医師の診察回数を比較すると、最も診察回数が多い南保玄隆の18回から最も診察回数が少ない不破文仲の5回まで、診察回数の多寡にはバラツキがある。

各医師の診察時期の上限については、大石慶安（文化6年2月）と不破文仲（同年10月）を除くと、他の医師は文化6年正月である。下限については、今井昌軒の同年7月4月を除くと、他の医師は同6年の年内の7月～12月である。

上記の各医師のうち、下田尚斎は文化6年9月11日に江戸へ発足するため、同月6日より御造営方に詰めないことになり、息子の下田元寿も同日より出仕しないことになった（下-45頁）。このことに照応して、下田尚斎の診察の下限は同年7月、下田元寿の診察の下限は同年9月3日となっているのであろう。このように江戸へ行ったため下田尚斎と下田元寿は以後、医師団のメンバーからははずれることになった。不破文仲の診察の上限が同年10月であることを考慮すると、下田尚斎と下田元寿にかわって、不破文仲があらたに医師団のメンバーに加わったことがわかる。

文化6年5月6日・7日に移徙祝いの能を拝見した人々の中に医者として、下田尚斎・黒川元恒・堀周庵・南保玄隆・今井昌軒・下田元寿・大石慶安・藤田道乙・池田養仲の9人の名前が見えることは（上-251頁）、この9人が当初の医師団の固定したメンバーであったことを示すものであろう。

上記の各医師が、怪我人を専門に診察したのか（＝外科的治療）、あるいは、病人を専門に診察したのか（＝内科的治療）、という点に着目して分類すると、下田尚斎・黒川元恒・堀周庵・今井昌軒・下田元寿・不破文仲は外科医であり、南保玄隆・大石慶安・藤田道乙・池田養仲は内科医であった、ということになる。よって、当初の医師団の9人は、外科医が5人、内科医が4人という構成であったことがわかる。そして、外科医である下田尚斎と下田元寿が江戸行きのためにはずれて、そのあとに外科医の不破文仲が入って、外科医4人、内科医4人という構成になった。こうした外科医と内科医の区分という点から考えると、医師が2人で診察したケースは外科医1人・内科医1人という組み合わせであったこともわかる。

このように、外科医と内科医が数的には半々の医師団が構成されて、普請場・作事場で病人・怪我人が出た場合の診察体制を整えていたことがわかり注目される。

病人・怪我人をその都度見届けた歩横目のメンバーは、金田伊兵衛・石黒門馬・大平儀右衛門・藤井庄大夫・山瀬専右衛門・八十嶋文内の6人である。病人・怪我人を見届けた時期の上限と下限は、金田伊兵衛（文化6年正月9日～同年10月19日）・石黒門馬（文化6年正月12日～同年12月24日）・大平儀右衛門（文化6年正月13日～同年9月3日）・藤井庄大夫（文化6年正月17日～同年12月朔日）・山瀬専右衛門（文化6年正月23日～同7年4月27日）・八十嶋文内（文化6年12月10日～同月17日）であり、八十嶋文内は文化6年12月にしか見られないので、それ以前の時期が下限である金田伊兵衛・大平儀右衛門・藤井庄大夫のうちのいずれかの後任として入った可能性も考えられる。

文化6年5月6日・7日に移徙祝いの能を拝見した人々の中に歩横目として、金田伊兵衛・石黒門馬・大平儀右衛門・藤井庄大夫・山瀬専右衛門の5人の名前が見えるので（上-252頁）、八十嶋文内が後任に入るまでは、この5人が歩横目として固定したメンバーであったと考えられる。

診察を受けた病人・怪我人を職能別に分類すると、二十人石切・扶持人石切・役小者・大工・日用などが見える。これらについて、その記載範囲の上限と下限を見ると、二十人石切（文化6年正月8日～同年3月5日）・扶持人石切（文化6年正月27日～同年2月13日）・役小者（文化6年正月13日～同年3月5日）・大工（文化6年正月12日～同7年6月21日）・日用（文化6年正月17日～同年12月27日）である。

この中で注目されるのが、二十人石切・役小者の記載範囲が文化6年正月～同年3月、扶持人石切の記載範囲が文化6年正月～同年2月というように限定されている点である。二十人石切・扶持人石切・役小者は、戸室山からの採石（石の切り出し）作業や石引き作業に従事していることから⁽¹¹⁾、こうした作業が文化6年正月～同年3月に集中していたことを示すものと言えよう。逆に言えば、同年4月以降に二十人石切・扶持人石切・役小者について、病人・怪我人としての記載が一切見られなくなるので、同年4月以降は採石作業や石引き作業が規模として縮小されたか、あるいは、大規模な採石作業・石引き作業は終了していたことを示すと考えられる。

それに対して、大工の記載範囲が文化6年正月～同7年6月まで幅広く分布しているのは、作事の作業はこの間継続しておこなわれていたことを示すものであろう。このように考えると、文化6年正月～同年3月の間は、大工による作事の作業と、二十人石切などによる採石作業・石引き作業は並行しておこなわれていた、ということになる。

また、日用の記載範囲も文化6年正月～同年12月まで幅広く分布しているので、この間、日用による作業も継続していたと見なすことができる。ただし、文化7年に入ると同年4月に造営が再開されて以降は日用の病人・怪我人に関する記載は見られないので、同年4月以降は日用による作業が規模として縮小されたか、あるいは終了していたことを示すと考えられる。

そのほか、文化6年12月朔日に石伐の八兵衛が怪我をした記載が見られるが、これは当時石切作業がおこなわれていたことを示すとともに、石切作業の場所として、同月9日に記載が見える「石切小屋」との関係も検討すべきかもしれない。つまり、この場合の石切作業とは、戸室山からの採石関連の石切作業ではなく、城内での作業工程の一環としての石切作業を示すと考えられる。

なお、石屋関係の病人・怪我人に関する記載は、文化6年4月7日に居間先土蔵丁場の石屋八郎兵衛が病気になった、という記載が1例あるのみであるが、他に石屋関係の記載がない理由は不詳である。

このように、病人・怪我人の記載状況の時期的分布から、各作業期間との関連を推測できる点は興味深い視点と言えよう。

このほか、病人・怪我人の記載には、それぞれどの丁場（場所）で働いていたのかが記載されているケースもあるので、それぞれの記載月日と合わせて考えると、どの時点（月日）でどの丁場が造営中であったかを知ることができる。そうした点から見ると、各建物の作事の工期⁽¹²⁾を考えるうえで一つの手掛かりとなろう。

おわりに

労務管理の実態について、以上のような種々の事項を考慮すると、①普請場での諸職人による労働遂行上、その妨げとなるような規律違反に該当する行為に対する処罰(上記【A】、【B】、【C】、【D】)、②道具の盗難や紛失などに対する管理・調査(上記【E】、【F】)、③火災防止の観点から火の元に対する徹底した注意(上記【G】)、④労働時間と休憩時間の設定(上記【H】)、⑤精勤した職人に対する報賞(上記【I】)、⑥労働条件の改善(上記【J】)、⑦本人や家族の健康問題への配慮(上記【K】)、⑧大工の技量の優劣に対する評価(上記【L】)、⑨偽装労働(偽名等によるサボタージュ労働)に対する処罰(上記【M】)、など労働環境にあるヒトとモノに対する管理は多岐にわたっていることがわかる。

こうした管理を徹底するうえで、労働現場を巡回・監視して不正行為を摘発したのが歩横目であった⁽¹³⁾。そして、歩横目の報告を受けて、造営奉行が種々の対応措置を講じているので、労務管理の統括責任者は造営奉行であったと見なされる。

上記の諸事例の中で最も重い処罰は禁牢であるが、禁牢を命じられたのは道具の窃盗をした日用(上記【E】)と、指し除けになっていたにもかかわらず偽名を使って働いていた日用(上記【M】)であった。つまり、窃盗や偽装労働というのは、単なる不注意や怠慢などという域を越えて、悪質な犯罪行為であると見なされたため、重罪として禁牢の処置がとられたのであろう。

処罰が許されるまでの日数については、建具師棟取の3人が不正により追込(＝押込)を命じられ150日余で許されたケース(上-374～375頁。下-147頁)、木挽5人がことわりなくその場に居合わせなかったため追込を命じられ19日後に許されたケース(上-213頁)がある。

上記の事例以外に、歩横目が摘発した事例としては、居間懸り大工が板裏草履を使用していたのを取り上げたケース⁽¹⁴⁾がある(上-55頁)。

労務管理とはやや視点が異なるが、藩主斉広あるいは前藩主治脩が城内へ来る場合の対応にも注意する必要がある。例えば、前藩主治脩が城内へ来る際には、裏口門の普請を中止して、地面の高みへ登らないように指示した(上-239頁)、藩主斉広が二の丸御殿の檜垣の間へ出るので、その間は木遣の掛け声⁽¹⁵⁾と小書院の普請はしばらく中止するように指示した(下-68頁)、などのケースがある。これらのケースを考慮すると、普請を中断して静粛を保つとともに、高低差のある場合、前藩主より高いところに諸職人には登らせない(つまり、身分差が視覚的にも高低差に反映する)こともわかる。

また、普請場・作事場での病人・怪我人に対する対応は、外科医・内科医がそろった医師団が待機しており、その都度、医師が診察し(病人に対しては内科医が診察し、怪我人に対しては外科医が診察〔血止め(上-338頁)など〕した)、それを歩横目が見届ける、という体制であった。単に医師が診察するだけでなく、その都度、歩横目が見届けたということは、労務管理の意味合いがあるとともに、見分した状況を造営奉行に報告したものと思われる。

以上のように、『御造営方日並記』には労務管理の具体例が豊富に収録されており、諸職人に対して賞罰を明確にしたことがわかるとともに、諸職人の労務管理を徹底することが造営の進捗にプラスになるという側面もあったと思われる。そして、病人や怪我人が出た場合、その都度、医師が診察して仕事を続けさせるか否かを判断したことは、フォローする体制として綿密なシフトを敷いていたことになる。こうした医師による診察以外に、造営方からは病人・怪我人への治療代・薬代・見舞い代を支出しているほか⁽¹⁶⁾、怪我の回復がよくない場合は入湯を許可しているので(下-88頁)、造営方が健全な労働環境を整備したという点で注目される。

『御造営方日並記』は造営奉行の公務日記という性格に加えて、詳細な記載内容からは筆者である高島厚定の几帳面さがよく窺われることから、その意味でも、労務管理の実態を把握するには好個の史料であると評価できよう。

[註]

- (1) 『御造営方日並記』上巻(金沢城史料叢書1)(石川県教育委員会文化財課金沢城研究調査室編集・発行、2004年)。
『御造営方日並記』下巻(金沢城史料叢書2)(同編集・発行、2005年)。「御造営方日並記」の解説(木越隆三氏、石野友康氏が執筆)については、前掲『御造営方日並記』上巻(388~407頁)を参照されたい。なお、同解説401頁において、表3として「御造営方日並記」の構成として、各月の記述の日数が記載されているが、その中に一部事実誤認があり、文化7年正月は26日から18日、2月は29日から20日、3月は12日から11日、5月は27日から23日に、それぞれ訂正が必要である。従って、記述の合計日数も352日から330日に訂正する必要がある。そのため、拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」(『金沢城研究』6号、石川県金沢城調査研究所、2008年)において、『御造営方日並記』の「トータルの日数は352日である」(43頁)、「352日は全体の66.2%(小数点第2位を四捨五入)」(43頁)としているのは、352日を330日に訂正し、66.2%は62.0%(小数点第2位を四捨五入)に訂正する。
※以下、前掲『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数については、それぞれ「上—〇〇頁」、「下—〇〇頁」というように略称する。
- (2) 前掲・拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」。
- (3) 拙稿「近世初期の城普請における法度」(拙著『日本近世城郭史の研究』、校倉書房、1998年)。
- (4) 荒木澄子「金沢城二之丸御殿造営にたずさわる大工たち—『御造営方日並記』の記述内容から—」(『石川県立歴史博物館紀要』1号、石川県立歴史博物館、1988年)。
- (5) 上—57、288~289、322~323、384頁。下—58、332頁。
- (6) 「増歩」は「ましぶ」と読み、「日当の増額分」を意味する。この点については、木越隆三氏より御教示をいただいた。
- (7) 上—72、87、306、317、367、384頁。下—3、126、332頁。
- (8) 上—32、54、161、181~182、217、309、311、376、381頁。下—68、242頁。
- (9) 上—114、280頁。下—133、280、309~310頁。
- (10) 城内に石切小屋があり、そこで火の取り扱いができたことは注目される。石切小屋とは石切りの作業所と思われるが、そこで火の取り扱いができたということは、ある程度の広さがあったと推測できる。
- (11) 拙稿「文化期金沢城二の丸再建に関する史料的基础データの検討—『御造営方日並記』のデータベース化の試み—」(『史学論叢』38号、別府大学史学研究会、2008年)。
- (12) 金沢城二の丸再建作事の工程については、前掲・拙稿「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察—『御造営方日並記』の内容分析から—」における表3(46~47頁)を参照されたい。なお、この表3については修正が必要な箇所があり、表3の中の「文化7年4月23日 裏式台の足代にとりかかる 下—282頁」は文章を「裏式台の銅瓦葺きの足代にとりかかる」に訂正し、「同年4月29日より少し前 竹の間等が完成 下—294頁」は削除する、というように修正する。
- (13) 労務管理とは直接関係ないが、作事所の小者2人が石屋嘉右衛門のところへ行き、鳥目銭を要求し、鳥目銭を出さないならば造営方から排除するなどと言った恐喝事件を造営奉行に報告したのは横目足輕であった(上—14頁)。このように、歩横目や横目足輕の役目は種々の不正の摘発にあった。
- (14) 板裏草履とは、「草履の裏に割った板を張ったもの」(『日本国語大辞典(第二版)』1巻、小学館、2000年、1016頁)のことであるが、この場合、居間の作事現場で板裏草履を使用していたことが問題だったのであろうか。
- (15) このことからすると、普段の普請・作事現場では木遣の掛け声がかかっていたことになり、作業現場の情景が想像できて興味深い。
- (16) 下—79、157~158、186~188頁。

表1 金沢城二の丸再建工事期間中の病人・怪我人

【文化6年】

〔『御造営方日並記』より〕

月 日	病人・怪我人	病状・怪我	診察した医師	見届けた歩横目	典 拠
正月8日	二十人石切・伊助	当病	—	—	上-10頁
正月9日	二十人石切・次郎吉	— →今日は欠勤	—	横目足軽	上-13頁
正月9日	町人夫・木綿町・能登屋長兵衛	煩出→返す	池田義中 ^(ママ) (仲カ)	金田伊兵衛	上-14頁
正月10日	二十人石切・次郎吉	当病	—	—	上-15頁 上-17頁
正月12日	二十人石切・小右衛門 二十人石切・伊右衛門	当病 当病	— —	— —	上-20頁 上-20頁
正月12日	高岡大工・弥左衛門 →御膳所懸り	煩出→返る	南保玄隆	石黒門馬	上-21頁
正月13日	二十人石切・小右衛門 二十人石切・次郎吉 二十人石切・伊左衛門	病氣→今日は欠勤 病氣→今日は欠勤 病氣→今日は欠勤	— — —	— — —	上-24頁 上-24頁 上-24頁
正月13日	役小者・与兵衛(注1) →普請奉行手合い	足代より落ちる	下田尚斎	大平儀右衛門	上-25頁
正月14日	二十人石切・次郎吉	当病	—	—	上-25頁
正月16日	小松大工・吉左衛門	病氣→返す	—	—	上-30頁
正月17日	日用・堀川達戸屋・三右衛門 →橋爪丁場、御作事手合い	怪我	黒川元恒	藤井庄大夫	上-32頁
正月18日	二十人石切・権兵衛	当病	—	—	上-34頁
正月18日	二十人石切・伊助	当病	—	—	上-34頁
正月18日	二十人石切・小右衛門	昨日怪我→欠勤	—	—	上-34頁
正月20日	日用・宮地屋平右衛門 →橋爪(門)木釣方にて怪我	怪我→押して勤める	下田尚斎	—	上-37頁
正月20日	金沢組大工・孫之丞 →御居間書院丁場	煩出	南保玄隆	金田伊兵衛	上-41頁
正月22日	町方大工・番匠屋仁兵衛	病人→返す	藤田道乙	大平儀右衛門	上-45頁
正月22日	町方大工・津幡屋幸八	怪我人 →しばらく見合わせ 忍んで勤める	—	—	上-45頁
正月22日	二十人石切・与左衛門 二十人石切・次郎吉	当病 当病	— —	— —	上-45頁 上-45頁
正月22日	堀川日用・吉兵衛 →松の間胴付懸り	怪我→しばらく休勤	—	大平儀右衛門	上-46頁
正月23日	役小者・十内(注2) →橋爪丁場にて怪我	怪我	堀周庵	山瀬仙 ^(ママ) (専カ) 右衛門	上-48頁
正月23日	町方大工・敦賀屋弥三兵衛	怪我→内分業を遣わす	—	—	上-49頁
正月23日	所口大工・八郎兵衛 →御対面所(懸り)	怪我	今井昌軒	大原 ^(ママ) (平カ) 儀右衛門	上-49頁
正月23日	木挽・遠所者・喜三郎 →河北御門外丁場の木挽(注3)	怪我→返す	今井昌軒	大原 ^(ママ) (平カ) 儀右衛門	上-50頁
正月24日	畳床持参人(名前は不明)	怪我→御門へ送り返す	下田尚斎	—	上-50頁

	→ 藁の間への畳床持参人	→ 畳を積み立てた上より落ちる			
正月24日	浅野町・浅野屋伝助	怪我→返す	下田尚斎	金田伊兵衛	上-50頁
正月25日	二十人石切・小右衛門	当病	—	—	上-52頁
正月26日	二十人石切・小右衛門	当病	—	—	上-54頁
正月27日	町方大工・福野屋安左衛門	少々痛	—	黒川五兵衛 (役職不明)	上-57頁
正月27日	扶持人石切・浅野三郎兵衛	当病	—	—	上-58頁
	扶持人石切・水登治兵衛	当病	—	—	上-58頁
	二十人石切・小右衛門	当病	—	—	上-58頁
正月28日	越中組(大工)・彦六 → 高部屋丁場	怪我→返す	—	藤井庄大夫	上-61頁
正月晦日	越中組(大工)・作平 → 波の間懸り	怪我→返す	藤田道乙・ 黒川元恒	金田伊兵衛	上-66頁
正月晦日	二十人石切・権之丞	当病	—	—	上-66頁
	二十人石切・長右衛門	当病	—	—	上-66頁
正月晦日	役小者・藤三郎(注4) → 橋爪丁場にて怪我	怪我→返す	下田元寿	石黒門馬	上-67頁
2月朔日	二十人石切・権之丞	当病	—	—	上-71頁
	二十人石切・弥兵衛	当病	—	—	上-71頁
2月2日	二十人石切・仁左衛門	当病	—	山瀬仙 ^(マツ) (専カ) 右衛門	上-75頁
	二十人石切・弥兵衛	当病	—	山瀬仙 ^(マツ) (専カ) 右衛門	上-75頁
2月2日	高岡大工・彦右衛門	病氣→所へ返す	—	—	上-75頁
2月3日	二十人石切・仁左衛門	病氣→横目足輕を遣わすことを歩横目へ指示する			上-80頁
	二十人石切・伊左衛門	病氣→横目足輕を遣わすことを歩横目へ指示する			上-80頁
2月3日	今浜大工・喜右衛門 → 五十間(長屋)下の大工小屋に おいて怪我	怪我→押して勤める	—	金田伊兵衛	上-81頁
2月3日	町方大工・吉村屋善之丞 → 御台所懸り	煩出→返す	大石慶安	山瀬専右衛門	上-81頁
2月3日	魚津大工・権兵衛 → 御居間懸り	口中痛 → 治療して早速回復したので忍んで勤めたため歩横 目は見届けに遣わさなかった	大石慶安	—	上-82頁
2月4日	二十人石切・喜兵衛	当病	—	—	上-83頁
	二十人石切・伊助	当病	—	—	上-83頁
2月5日	二十人石切・清九郎	当病	—	藤井庄大夫	上-87頁
2月5日	出大工組・理助	歯痛→返す	南保玄隆	金田伊兵衛	上-89頁
2月6日	扶持方石伐・原与三右衛門	当病	—	山瀬専右衛門	上-144頁
	二十人石切・清九郎	当病	—	山瀬専右衛門	上-144頁
	二十人石切・甚蔵	当病	—	山瀬専右衛門	上-144頁
2月6日	大西久左衛門(御大工)	急病	—	—	上-145頁
2月7日	二十人石切・甚蔵 扶持方石伐・原与三右衛門	— → 欠勤 昨今、氣滞により欠勤→老人なので(歩横目を)見 届けには遣わさない	—	—	上-148頁 上-148頁
2月7日	小松大工・平助	煩出→返すことを内作事奉行が報告した			上-149頁

2月7日	棟梁大工・又右衛門	煩出→返すことを内作事奉行が報告した			上-149頁
2月8日	扶持人石切・佐藤弥之助	当病	-	-	上-151頁
	二十人石切・甚蔵	当病	-	-	上-151頁
	二十人石切・小右衛門	当病→入湯	-	-	上-151頁
	扶持方石伐・原与三右衛門	→欠勤→老人なので(歩横目を)見届けには遣わさない			上-151頁
2月9日	中居大工・勘左衛門 →御広式御居間方丁場	木の間へ足をはさみ 怪我をする →御用は勤める	下田尚斎	石黒門馬	上-135頁
2月10日	二十人石切・甚左衛門	当病→昨日見届けた時、ことのほか強い風邪で出られない様子だったので、今日は(歩横目を)見届けには遣わさない			上-129頁
2月10日	高岡大工・長右衛門 放生津大工・市十郎	煩等→所方へ返すことを了承して返す			上-130頁
		煩等→所方へ返すことを了承して返す			上-130頁
2月10日	学校木挽・田中屋与左衛門 穴寄(大工)・久次郎 →波の御間(懸り)	怪我→返す 怪我→返す	黒川元恒 (ママ) 下田元歩 (寿力)	藤井庄大夫 (ママ) 石黒右門 (門馬力)	上-131頁 上-132頁
2月12日	扶持人石切・木登清兵衛 二十人石切・武兵衛	当病	-	石黒門馬	上-111頁
		当病	-	石黒門馬	上-111頁
2月13日	扶持人石切・水登清兵衛	当病力	-	藤井庄大夫	上-115頁
	二十人石切・武兵衛	当病→常々実隼のため(歩横目の見届けはなし)			上-115頁
	二十人石切・多助	当病力	-	藤井庄大夫	上-115頁
	二十人石切・弥兵衛	当病力	-	藤井庄大夫	上-115頁
	二十人石切・甚左衛門	当病→常々実隼のため(歩横目の見届けはなし)			上-115頁
2月14日	二十人石切・多助	当病	-	金田伊兵衛	上-119頁
	二十人石切・長蔵	当病	-	金田伊兵衛	上-119頁
	二十人石切・甚左衛門	当病	-	金田伊兵衛	上-119頁
2月15日	二十人石切・甚左衛門	当病→老人で常々実隼のため歩横目の見届けはなし			上-122頁
	二十人石切・長蔵	当病→老人で常々実隼のため歩横目の見届けはなし			上-122頁
	二十人石切・多助	当病	-	-	上-122頁
	二十人石切・伊左衛門	当病	-	-	上-122頁
2月15日	町方日用・太田屋宇兵衛	怪我→少々痛む→(歩横目は)見届けない			上-122頁
2月16日	二十人石切・与左衛門	当病	-	山瀬専右衛門	上-124頁
	二十人石切・久右衛門	当病	-	山瀬専右衛門	上-124頁
	二十人石切・伊左衛門	当病	-	山瀬専右衛門	上-124頁
	御見物所屋根葺・長次郎	怪我	今井昌軒	金田伊兵衛	上-125頁
2月17日	二十人石切・次郎吉	当痛	-	-	上-127頁
	二十人石切・久右衛門	当痛	-	-	上-127頁
	二十人石切・仁兵衛	当痛	-	-	上-127頁
2月18日	役小者・弥之助(注5)	煩出→返す	(ママ) 堀田周庵	藤井庄大夫	上-91頁
2月18日	二十人石切・伊左衛門	当病	-	山瀬専右衛門	上-91頁
	二十人石切・次郎吉	当病	-	山瀬専右衛門	上-91頁
	二十人石切・仁兵衛	当病	-	山瀬専右衛門	上-91頁
	二十人石切・長蔵	当病	-	山瀬専右衛門	上-92頁
2月19日	二十人石切・仁左衛門	当痛 →普請奉行・歩横目よりも報告あり	-	-	上-97頁
	二十人石切・長蔵	当痛	-	-	上-97頁

		→普請奉行・歩横目よりも報告あり			
2月22日	出大工組帳外(大工)・五右衛門 →御対面所懸り・御二階より落ちて怪我	怪我	南保玄隆・ 下田尚斎	石黒門馬	上-142頁
2月28日	越中二上大工・栄八 →橋爪御門丁場	煩出→返す	藤田道乙	金田伊兵衛	上-173頁
2月29日	作事手合い日用・久兵衛 →河北御門外木割手伝い	怪我→返す	下田尚斎	山瀬専右衛門	上-175頁
2月29日	二十人石切・長蔵・善八・長五郎が今日から出勤することを藤井庄大夫(歩横目)が報告した				上-175頁
3月朔日	町方日用・能美屋和兵衛	怪我→返す	今井昌軒	藤井庄大夫	上-180頁
3月2日	町方八幡町・清助	^(マ) 穴より落ちて怪我 →返す	黒川元恒	金田伊兵衛	上-183頁
3月4日	小松大工・半三郎	気滞→返す ※作事奉行が報告して(造営奉行が)承認した			上-186頁
3月5日	二十人石切・武兵衛 二十人石切・喜兵衛	当病→高引 当病→高引	- -	- -	上-187頁 上-187頁
3月5日	役小者・加兵衛(注6)	煩出→返す	藤田道乙	金田伊兵衛	上-188頁
4月3日	大工・泉屋左兵衛 →松の間懸り	煩出→返す	大石慶安	大平儀右衛門	上-195頁
4月5日	所口大工・勘右衛門	痛所→入湯のため7日の暇を願ひ出る→承諾して(歩横目を)遣わす			上-207頁
4月7日	日用・久兵衛 →御雛土蔵丁場	煩出→返す	南保玄隆	藤井庄大夫	上-215頁
4月7日	石屋八郎兵衛 →御居間先御土蔵丁場	煩出→返す	-	金田伊兵衛	上-216頁
4月9日	箒(=飾)屋紋助	怪我→返す	下田元寿	石黒門馬	上-224頁
5月4日	金沢組(大工)・伝之丞 →裏口御門懸り	家内に病人があり返す→藤井庄大夫が報告した →作事(奉行)より報告がないので尋ねる			上-240頁
5月14日	御作事手合い日用・近江屋与助	怪我→返す	下田尚斎	藤井庄大夫	上-269頁
6月2日	御広式井戸方日用・与三兵衛	井戸にいたところ、うえから鶴 ^{つるはし} が落ちて、頭に二寸ばかりの疵が付いた→返す(思いの外痛みは強くない)	池田養仲・ 黒川元恒	藤井庄大夫	上-281頁
6月3日	木割手伝い日用・長右衛門	怪我→返す	堀周庵	藤井庄大夫	上-283頁
6月5日	町方大工・京屋弥三兵衛	煩出	黒川元恒	大平儀右衛門	上-288頁
6月5日	出大工組・五右衛門 金沢組(大工)・長右衛門	手斧にて怪我→返す 手斧にて怪我→返す	下田尚斎 黒川元恒	藤井庄大夫 藤井庄大夫	上-290頁 上-290頁
6月7日	町方大工・越中屋喜三兵衛 →越後屋敷丁場	煩出→返す	池田養仲	大平儀右衛門	上-296頁
6月9日	帳外大工・千蔵 →御小書院懸り	怪我→返す	下田元寿	山瀬専右衛門	上-303頁
6月13日	十三間町・嶋屋源次郎	煩出→返す →町方丁場(で)穴より(の)気候 ^(マ) に触れる	南保玄隆	山瀬専右衛門	上-311頁
6月13日	町方大工・牧屋長右衛門	怪我→返す	堀周庵	藤井庄大夫	上-312頁
6月17日	出大工組・小助	怪我→押して勤める	黒川元恒	藤井庄大夫	上-324頁
6月20日	折違町・木持・西倉屋太兵衛	怪我	黒川元恒	大平儀右衛門	上-328頁

	→町方丁場にて怪我				
6月21日	町方大工（中居村）・久左衛門	煩出→返す	南保玄隆	藤井庄大夫	上-331頁
6月23日	町方大工・橋屋源六	宅において弟が急病 →返す	—	—	上-337頁
6月23日	出大工組・次郎八	怪我→返す	堀周庵	大平儀右衛門	上-337頁
6月23日	二口村大工・茂平	怪我	堀周庵が血止めをした		上-338頁
6月24日	町方大工・京屋弥三兵衛	怪我→返す	下田尚斎	金田伊兵衛	上-339頁
6月24日	町方大工・塩崎屋和助	煩出→返す	藤田道乙	大平儀右衛門	上-339頁
6月27日	御作事手合い大工・越中組・吉助	怪我→忍んで勤める	下田元寿	大平儀右衛門	上-348頁
7月朔日	町方大工・鶴来屋喜右衛門	怪我→返す	—	藤井庄大夫	上-355頁
7月朔日	日用頭手合い・福留屋権四郎	丁場において煩出 →返す	池田養仲	金田伊兵衛	上-356頁
7月2日	田鶴浜村・長蔵	煩出 →瘡疾の様子で忍ん で勤める	南保玄隆	大平儀右衛門	上-358頁
7月3日	御作事手合い（大工）・越中組・ 卯八	煩出→返す	池田養仲	大平儀右衛門	上-361頁
7月4日	御作事手合い（大工）・金沢組・ 卯七	手斧にて足を少し切る →忍んで勤める	堀周庵	金田伊兵衛	上-363頁
7月4日	町方大工・村尾吉郎兵衛	煩出→返す	大石慶安	大平儀右衛門	上-363頁
7月5日	町方大工・鶴来屋藤吉	怪我→忍んで勤める	下田尚斎	金田伊兵衛	上-366頁
7月6日	町方大工・山崎屋清右衛門	煩出→忍んで勤める	大石慶安	藤井庄大夫	上-368頁
7月8日	町方三社の七左衛門	怪我 →しばらく休息して勤 めたが次第に痛みが 強くなり返した	今井昌軒	金田伊兵衛	上-370頁
7月8日	町方大工・小松屋門之助	怪我→返す	堀周庵	藤井庄大夫	上-372頁
7月12日	出大工組・平八	前にいた者の手斧が 流れて怪我 →忍んで勤める	黒川元恒	金田伊兵衛	上-384頁
7月13日	日用頭手合い日用・伊右衛門	怪我→忍んで勤める	今井昌軒	藤井庄大夫	上-387頁
8月朔日	金沢組大工・吉蔵	煩出→返す	池田養仲	金田伊兵衛	下-2頁
8月2日	町方丁場・大窪大工・善蔵	怪我→忍んで勤める	黒川元恒	大平儀右衛門	下-5頁
8月3日	日用頭手合い・能登屋小助	怪我→返す	今井昌軒	金田伊兵衛	下-6頁
8月3日	出大工組・佐助	煩出→返す	池田養仲	大平儀右衛門	下-8頁
8月5日	越中組（大工）・長左衛門	煩出→返す	池田養仲	石黒門馬	下-11頁
8月6日	町方大工・下村・与六	腹痛→返す	大石慶安	石黒門馬	下-12頁
8月6日	笠師村大工・徳右衛門	怪我→返す	堀周庵	山瀬専右衛門	下-13頁
8月6日	取次足軽・井口武助	先達て途中において怪我をして入湯願いをしたが、割場 より申し越しが多くあり、追々示談に及ぶ予定である			下-13頁
8月7日	町方大工・鶴来屋清九郎	煩出→返す	南保玄隆	金田伊兵衛	下-14頁
8月7日	町方日用・宮丸屋庄助	腹痛→返す	南保玄隆	山瀬専右衛門	下-14頁
8月8日	日用・吉倉屋久右衛門	怪我 →材木ころがしの下 へ足を入れ痛める	今井昌軒	山瀬専右衛門	下-16頁

8月12日	田鶴浜大工・次助	怪我→返す	下田元寿	金田伊兵衛	下-24頁
8月13日	金沢組大工・左吉 →御小書院懸り大工	怪我 →しばらく様子を見計 らったうえで返す	堀周庵	山瀬専右衛門	下-27頁
8月13日	金沢組(大工)・平吉	煩出→返す	南保玄隆	金田伊兵衛	下-28頁
9月2日	日用・甚(文字脱カ) →御小書院丁場懸り	怪我 →少々のことなので 忍んで勤めさせる	今井昌軒	金田伊兵衛	下-35頁
9月3日	御作事日用・柳町・越中屋善兵衛	木を釣って転んで怪 我→返す	下田元寿	大平儀右衛門	下-38頁
9月5日	滑川大工・重五郎 →鳥目2貫文を遣わす	湯治の願い →元来遠所の者で余程の怪我なので、造営奉行高島 厚定より申し渡さなくても、湯治を許可すること を、覚書として作事奉行加人の小堀頼之へ遣わし た			下-43頁
9月6日	出大工組・小右衛門 →菱御櫓懸り	怪我	黒川元恒	山瀬専右衛門	下-45頁
9月7日	日用頭手合い日用・四郎右衛門	怪我→忍んで勤める	堀周庵	藤井庄大夫	下-47頁
9月10日	町方大工・三社町須崎屋又右衛門	怪我→返す	今井昌軒	藤井庄大夫	下-56頁
9月16日	御作事方日用・亀坂五郎右衛門	怪我→忍んで勤める	黒川元恒	山瀬専右衛門	下-70頁
9月17日	田鶴浜大工・利助 →五十間(長屋)懸り	煩出→返す	南保玄隆	石黒門馬	下-73頁
10月2日	魚津大工・善次郎・作之丞・権之丞・仁三郎・平六・惣四郎、滑川大工・伊兵衛・又右 衛門・浅右衛門、同所棟梁安三郎、町方日用大ノ伊兵衛の合計11人が、表式台の足代 が折れていずれも落ちて怪我をした。(医師が)療養を加えたが、(怪我人が)大勢なの で、横目方よりそれぞれ言上した。(医師の)黒川元恒・南保玄隆(が診察し)、山瀬専 右衛門が見届けた。(これらの怪我人は)返す。 滑川大工・多三郎・六兵衛・吉左衛門、魚津大工・弥八郎も同様。(これらの4人の大 工は)しり痛は軽く、敷薬まで(の治療でよかったことを)内作事奉行が報告した。				下-78頁
10月2日	町方日用・次右衛門への見舞い銭→鳥目2貫文→9月24日に釜小屋において火傷をした ため遣わす				下-79頁
10月3日	町方日用・次右衛門へ鳥目(2貫文)を遣わした。御次・城代へ報告した。				下-80頁
10月5日	金丸村大工・藤助	煩出→忍んで勤める	南保玄隆	石黒門馬	下-86頁
10月6日	町方(大工)・福田屋新助	煩出→返す	大石慶安	山瀬専右衛門	下-87頁
10月6日	先日、表御式台の足代より落ちた15人のうち、10人が回復して出勤した。しかし、安太 郎・伊大夫・又右衛門・惣四郎などは(怪我が)良くなく、余程強く痛むので入湯する ことを承認した(注7)。				下-88頁
10月6日	日用・木新保荒町・与兵衛 →菱櫓懸り	少々怪我 →忍んで勤める	不破文仲	山瀬専右衛門	下-89頁
10月8日	出大工組・吉次郎 →御楽屋多(門)懸り	煩出→返す	大石慶安	金田伊兵衛	下-93頁
10月12日	日用頭手合い・越中屋九藏	怪我	不破文仲	金田伊兵衛	下-98頁
10月13日	文化6年8月17日に日用・弥助が御普請所において火傷したので与えた銭3貫文の代銀 →29匁1分8厘				下-102頁
10月14日	狩野祐益(絵師)→病気のため5~6日欠勤することを狩野墨川(絵師)が報告した				下-104頁
10月14日	日用頭手合い日用・油屋半助	怪我→忍んで勤める	不破文仲	金田伊兵衛	下-106頁

10月17日	木挽・太三郎	怪我 →勤め難い様子なので返す	堀周庵	金田伊兵衛	下-112頁
10月19日	壁方請負人・木ノ新保・惣兵衛	怪我 →(五)十間長屋下の足代より落ちて怪我	堀周庵・南保玄隆	金田伊兵衛	下-116頁
11月5日	町手合い・日用・折違町・大野屋三右衛門→五正建御殿懸り	湯傷→返す	黒川元恒	山瀬専右衛門	下-128頁
11月5日	町方大工・塩崎屋儀八	煩出→返す	南保玄隆	藤井庄大夫	下-128頁
11月24日	怪我人(名前は不明)	—	—	—	下-137頁
12月朔日	石伐・八兵衛	怪我→返す	不破文仲	藤井庄大夫	下-130頁
12月朔日	紙細工人・草野丈助	当病	—	—	下-131頁
12月3日	大西久左衛門(御大工)	不快のため欠勤	—	—	下-135頁
12月6日	町方日用・田井新町・越中屋五助	怪我	今井昌軒	—	下-141頁
12月10日	町方大工・能登屋小兵衛 →御舞台懸り	煩出→返す →悴の庄助を添えて看病のため返す	藤田道乙	八十嶋文内	下-150頁
12月14日	九つ時頃(昼の12時頃)、楽屋多(門)・長屋の足代を取り払い中に人足が足代より落ちて怪我をした→返す 強い怪我をした者もいるので、造営奉行の永原好之が答上に及び、城代へも報告した。怪我をしたのは次の6人 人足・神谷内屋・善右衛門 人足・神宮村・磯右衛門 人足・原屋・次助 人足・越中屋・長兵衛 人足・津幡屋・長右衛門 人足・室屋・九兵衛 →磯右衛門・善右衛門のほか、次助等へ鳥目(銭)3貫文ずつ、九兵衛は強く怪我をしたので5貫文を例のごとく覚書をもって療治代として遣わした。(治療代は)作事奉行へ渡した。				下-157頁
12月15日	昨日の怪我人の日用・室屋・九兵衛等4人へ鳥目(銭)を遣わしたことを、小紙をもって言上し、城代へも報告した。				下-158頁
12月17日	越中組大工・安兵衛 →表御式台懸り	少々怪我 →忍んで勤める	不破文仲	八十嶋文内	下-163頁
12月21日	畳屋・小兵衛 畳屋・七郎右衛門 畳屋・平吉	煩出→返す 煩出→返す 煩出→返す	南保玄隆 南保玄隆 南保玄隆	— — —	下-170頁 下-170頁 下-170頁
12月24日	町方人夫・卯辰長八	怪我→返す	今井昌軒	石黒門馬	下-175頁
12月27日	日用・九兵衛(など)4人 →140目4分2厘	御楽屋(多門)の足代を取り払う際、怪我をした療治代			下-186頁
12月27日	左官・久平への療治代 →御雛土蔵の丁場で怪我 →29匁7分3厘	怪我	—	—	下-186頁 下-188頁
12月27日	病人・怪我人等の薬代→南保玄隆等 →2貫728匁7分7厘	—	—	—	下-187頁
12月27日	御雛土蔵の丁場で怪我をした左官・久平へ療治代銀				下-188頁

	→29匁7分3厘→代銭3貫文（11月中の銭平均相場で100目につき10貫93文ずつ）	
12月27日	御楽屋の足代を取り払った際に、日用・九兵衛等4人が怪我をして、療治代として与えられた →140目4分2厘→代銭14貫文（12月14日の銭相場で100目につき9貫970文ずつ）	下-188頁

【文化7年】

4月27日	町方大工・知気寺屋伊左衛門 →御舞台の丁場において怪我	怪我→忍んで勤める	今井昌軒	山瀬専右衛門	下-291頁
5月15日	高岡大工・平兵衛	煩い→欠勤（作事奉行が報告）	-	-	下-318頁
5月15日	彫師・滑川（大工）・又蔵	出て来たが病中のため返した →横目足軽を旅宿へ遣わして病状を見届けさせた	-	-	下-318頁 下-319頁
5月18日	大西久左衛門（御大工）	疝癰のため一両日は欠勤	-	-	下-322頁
5月21日	大西久左衛門（御大工）	疝癰はいまだによくないので役引きする	-	-	下-328頁
5月24日	大西久左衛門（御大工）は病気のため、御大工は西田勘蔵1人で御用が多いため、御大工として山本久蔵を申し渡す				下-334頁
6月8日	大西久左衛門（御大工）は今日押して出勤したので、山本久蔵は当分差し置く				下-351頁
6月21日	西田勘蔵（御大工）は病気のため、2、3日欠勤				下-370頁

※上表の典拠欄における、「上-〇〇頁」、「下-〇〇頁」は、それぞれ『御造営方日並記』上巻、下巻の頁数を示す。

（注1）村井長世（城代）の役小者。

（注2）長連愛（年寄）の役小者。

（注3）河北門の一の門外には木挽小屋があった（『御造営方日並記』上巻、282、294頁）。

（注4）前田孝友（城代）の役小者。

（注5）横山隆盛（年寄）の役小者。

（注6）長連愛（年寄）の役小者。

（注7）怪我の回復がよくない場合は入湯させたことがわかる。

【付記】

本稿の成稿後、池田仁子氏より同氏の論文「加賀藩蘭学の受容と医者の変遷」（『北陸史学』55号、北陸史学会、2006年）、「医者と暮らしの諸相」（『加賀藩の技術文化-19世紀の科学技術-』、北國新聞社、2009年刊行予定）を御恵与いただいた。同氏の論文では、本稿で扱った加賀藩の医者について具体的に論及されており、個々の医者に関して、本稿での外科医・内科医の区分と違いはないことが確認できた。同氏の論文は加賀藩の医者について詳しく論述されているので、本稿と併せて参照されたい。